

千曲市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務に係る
プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は「千曲市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム（以下「システム」という。）」を設置及び運用する事業者（以下「事業者」という。）をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名称

千曲市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

システム運用開始から 10 年間

(4) 費用負担

事業者は、民間企業等から広告主を募集し、広告表示モニター等に広告を掲載することで得られる広告収入により、システム及び広告表示モニター等（以下「機器等」という。）の設置及び維持管理の経費を賄うものとし、設置機器等に関して、市は一切の費用を負担しないものとします。また、システムに必要な電気料金を、市に納付をするものとします。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 申込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (3) 租税を完納していること。
- (4) 公告日現在において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (5) 公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (6) 過去10年以内に、国又は地方公共団体において、広告付き窓口番号案内表示システムの設置及び運用業務の実績があること。

4 実施日程

公募開始	平成 30 年 7 月 3 日
質問受付期間	平成 30 年 7 月 3 日～7 月 13 日
質問回答書の公表	平成 30 年 7 月 20 日
参加表明書提出期限	平成 30 年 7 月 17 日
企画提案書類提出期限	平成 30 年 7 月 26 日
企画提案書類の審査 プレゼンテーション・ヒアリングの実施	平成 30 年 8 月 3 日 千曲市役所更埴庁舎
審査結果通知	平成 30 年 8 月上旬
工事協議	契約締結後から
新庁舎本体工事竣工	平成 31 年 5 月
新庁舎供用開始、システム運用開始	平成 31 年 7 月頃

5 参加手続き

(1) 実施要領等の公表

千曲市ホームページに掲載する。

(2) 質問受付回答

本プロポーザルに関する質疑はすべて質問書（様式第 1 号）によること。

受付期間	平成 30 年 7 月 3 日（火）から 7 月 13 日（金）午後 5 時まで
提出方法	電子メールによる
提出先	千曲市役所 更埴庁舎 市民環境部 市民課 simin@city.chikuma.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成 30 年 7 月 20 日（金）に市ホームページにおいて公表する。なお、質問回答書は、本実施要領の追加又は修正として、実施要領と同様に扱います。

(3) 参加表明書等提出

提出期限	平成 30 年 7 月 17 日(火)午後 5 時
提出書類 (各 1 部)	① 参加表明書（様式第 2 号） 事業者の概要がわかる会社概要等のパンフレットを添付すること。 ② 企業概要 企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可 ③ 主要事業実績表（様式第 3 号） 過去10年以内に、国又は地方公共団体において実施した広告付き窓口番号案内表示システム設置事業等のうち、主なもの 5 件について記載する。 ※契約書等の写し（契約者名、契約期間及び事業の内容がわかる部

	<p>分のみ) を添付してください。</p> <p>【平成30・31年度の千曲市の物品購入等に係る競争入札参加資格者名簿に未登録の場合に必要な書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 商業・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの） 2 決算書（最新のもの） 3 納税証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・法人税、消費税及び地方消費税：「その3の3」 ・法人事業税、法人県民税：様式第40号の4（イ）※長野県内に事業所等がある場合 ・市税の完納証明書※千曲市内に事業所等がある場合 4 暴力団排除に関する誓約書
提出先	千曲市役所 更埴庁舎 市民環境部 市民課
提出方法	<p>持参（土、日曜日及び祝休日を除く午前8時30分から午後5時まで）または郵送による。</p> <p>※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とします。</p>

(4) 企画提案書提出

受付期限	平成30年7月26日（木）午後5時
提出書類	<p>企画提案書（様式第4号） 正1部</p> <p>企画提案資料 10組</p> <p>【提案項目】</p> <p>次の事項について、できるだけ詳細に記載すること。なお、様式は任意とするが、A4サイズ（縦・横は自由）で作成すること。</p> <p>※提案項目は、別紙1の通り</p>
提出先	千曲市役所 更埴庁舎 市民環境部 市民課
提出方法	<p>持参（土、日曜日及び祝休日を除く午前8時30分から午後5時まで）または郵送による。</p> <p>※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とします。</p>
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画提案書（様式第4号）には代表社印を押印してください。 2 企画提案資料は、「千曲市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務に係るプロポーザル企画提案資料」と記載した表紙をつけて、左上部をホチキスで止めてください。

6 評価について

事業者の選定に当たっては、提出された企画提案書類をもとに、プレゼンテーション・ヒアリングを行い、総合的に評価し、最も高い総合評価を得た事業者を契約候補者として選定します。

(1) 選定委員会

選定は、市職員による計 5 名の委員で構成される千曲市庁舎広告付き窓口番号案内表示システム等選定委員会により、企画提案の内容について公平かつ適正な評価を行います。

(2) 評価方法及び結果の通知

参加表明書の提出者を対象に、参加資格審査を経て、企画提案書類に関するプレゼンテーションを実施し、ヒアリングを経てその内容を総合的に評価します。なお、プレゼンテーションと質疑応答はおおむね 20 分程度を予定しています。(プレゼンテーション 10 分程度、ヒアリング 10 分程度)

① プレゼンテーション及びヒアリング

- ・プレゼンテーション及びヒアリングの実施日等詳細は当該事業者別に別途通知する。
- ・プレゼンテーションの順番は、参加表明書受付順とする。
- ・事業者の出席者は 3 名以内とする。
- ・プレゼンテーションを 10 分以内、ヒアリングを 10 分程度とする。なお、提出した企画提案書類と異なる説明及び追加資料の配布は認めない。
- ・事業者持ち込みのパソコンを使用したプレゼンテーションを可とする。(プロジェクター、スクリーンは事務局が用意する。)
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

② 評価方法等

- ・各委員が評価を行い、最も評価が高い事業者を契約候補者として選定します。
- ・最高評価の事業者が 2 者以上ある場合は、委員の投票により契約候補者を選定するものとします。
- ・最高評価の事業者が辞退を申し出た場合や「留意事項」に該当した場合は、次点の事業者を契約候補者とします。
- ・評価結果に対する一切の異議申し立ては受け付けないものとします。

③ 結果通知

プレゼンテーション・ヒアリングの参加者全員に書面等で評価結果を送付するとともに、市ホームページで公表します。

7 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 評価委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の資金事情の変化等により、業務の履行が困難であると市が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

8 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- (3) 提出書類は、文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。
- (4) 提出書類の著作権は、参加者に帰属します。提出書類は市の公文書として保管し、情報公開請求があった場合には、千曲市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (5) 提出された書類は一切返却しません。
- (6) 一定の適格性を満たす参加者がいないときには、契約候補者を選出しない場合があります。

9 事務局

〒387-8511 長野県千曲市大字杭瀬下 84 番地
千曲市役所 更埴庁舎 市民環境部 市民課
電 話 0 2 6 - 2 7 3 - 1 1 1 1（代表）
F A X 0 2 6 - 2 7 2 - 6 7 3 9
電子メールアドレス simin@city.chikuma.lg.jp

別紙 1

	提案項目	評価内容	配点
①	システムの仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの仕様等が要求を満たしている提案となっているか評価する。 ・システムが職員にとって使いやすく、効率的な業務の運用ができるものであるか評価する。 ・システムが来庁者にとって分かりやすく、適切であるか評価する。 	30
②	広告表示モニターの仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・画面等のレイアウトやデザインが来庁者にとって分かりやすく、適切であるか評価する。 ・行政情報の更新時に、職員の負担が少なく、容易に更新できる仕組みとなっているか評価する 	10
③	機器等の保守、管理体制 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な保守点検が適切かつ効果的に行えるメンテナンス体制を備えているか評価する。 ・機器等の導入後のフォローや、問合せ対応が行える体制が整えられているか評価する。 ・緊急時の対処方法が定められており、適切な対応が見込めるか評価する。 	30
④	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上が見込まれる機能や設備等に関する独自の提案がなされているか評価する。 ・特に優れた点や、他事業者と比較して優位な点はあるか評価する。 	20
⑤	事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するに当たり、豊富な実績があり、蓄積されたノウハウを十分有していると認められるか評価する。 	10
合 計			100